

## 第 1 1 号議案

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 3 年 2 月 1 6 日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

### 提案理由

潜水隊の設置に伴い、消防職員が潜水器具を装着して潜水作業に従事した場合に、消防業務手当を支給するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年芦屋市条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
種類	支給される職員の範囲	支給額	種類	支給される職員の範囲	支給額
防疫手当～交替制勤務手当	(略)		防疫手当～交替制勤務手当	(略)	
消防業務手当	1 火災その他非常災害防 御のため出動し、現場作業 に従事した消防職員	(1)～(3) (略) (4) 現場作業のうち、救助 作業に従事した場合は、 第1号又は第2号に規定 する額に1回につき20 0円を加算する。（前号 及び6の項に該当する場 合を除く。）	消防業務手当	1 火災その他非常災害防 御のため出動し、現場作業 に従事した消防職員	(1)～(3) (略) (4) 現場作業のうち、救助 作業に従事した場合は、 第1号又は第2号に規定 する額に1回につき20 0円を加算する。（前号 に該当する場合を除く。）

改正後			改正前	
	2～5 (略)			2～5 (略)
	6 潜水器具を装着し、潜水作業に従事した消防職員	1回につき310円		
技術技能手当 ～年末 年始等 特別勤務手当	(略)		技術技能手当 ～年末 年始等 特別勤務手当	(略)

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 参 照

### 芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

潜水隊の設置に伴い、消防職員が潜水器具を装着して潜水作業に従事した場合に、消防業務手当を支給するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

潜水器具を装着して潜水作業に従事した消防職員に対し、1回につき310円の消防業務手当を支給することとする。（別表関係）

#### 3 施行期日

令和3年4月1日